

大阪市条例第32号

大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例

大阪市海浜施設条例（昭和55年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(供用時間)</p> <p>第4条 <u>施設</u>の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、時宜により変更することがある。</p> <p>[削る]</p> <p><u>(占有の許可)</u></p> <p><u>第4条の2</u> <u>施設を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>(供用時間)</p> <p>第4条 <u>コスモスクエア海浜緑地及び舞洲緑地</u>の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、時宜により変更することがある。</p> <p><u>2</u> <u>鶴浜緑地</u>の供用時間は、次のとおりとする。ただし、時宜により変更することがある。</p> <p>(1) 運動場 午前7時から午後7時まで</p> <p>(2) その他の施設 午前0時から午後12時まで</p> <p>(使用等の許可)</p> <p><u>第4条の2</u> <u>鶴浜緑地の運動場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 施設を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>

(占有許可の制限)

第4条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。

[(1)～(5) 略]

(占有許可の取消し等)

第4条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、第4条の2の許可を取り消し、当該許可に係る施設の使用を制限し、若しくは停止し、又は当該施設からの退場を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条の2の許可を受けたとき

[(2)・(3) 略]

(占有期間)

第4条の6 施設の占有期間は、5年以内とする。

(特別の設備)

第5条の2 舞洲緑地に競技会、展示会その他これらに類する催しのため工作物その他の設備を設けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(占有料等)

第8条 第4条の2の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、別表第1に定める占有料を納付しなければならない。

(使用許可等の制限)

第4条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第2項の許可をしないものとする。

[(1)～(5) 同左]

(使用許可等の取消し等)

第4条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、第4条の2第1項若しくは第2項の許可を取り消し、当該許可に係る施設の使用を制限し、若しくは停止し、又は当該施設からの退場を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条の2第1項又は第2項の許可を受けたとき

[(2)・(3) 同左]

(使用等の期間)

第4条の6 鶴浜緑地の運動場の使用期間は、7日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 施設の占有期間は、5年以内とする。

(特別の設備)

第5条の2 鶴浜緑地の運動場及び舞洲緑地に競技会、展示会その他これらに類する催しのため工作物その他の設備を設けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料等)

第8条 第4条の2第1項の許可を受けた者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

[削る]

3 [略]

4 占用料の算定方法並びに占用料及び使用料(以下「占用料等」という。)の徴収方法は、市規則で定める。

(占用料等の減免)

第8条の2 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。

(占用料等の還付)

第9条 既納の占用料等は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他占有者又は使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により第4条の2の許可に係る占有又は第7条第1項の許可に係る使用(以下「占用等」という。)ができなくなったとき

[(2) 略]

(3) 占有者又は使用者が占有等の開始前に第4条の2又は第7条第1項の許可の取消しを申し出た場合において、市長がそ

2 第7条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

3 第4条の2第2項の許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、別表第3に定める占用料を納付しなければならない。

4 [同左]

5 占用料の算定方法並びに使用料及び占用料(以下「使用料等」という。)の徴収方法は、市規則で定める。

(使用料等の減免)

第8条の2 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(使用料等の還付)

第9条 既納の使用料等は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他第4条の2第1項若しくは第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)又は占有者の責めに帰すことのできない特別の事由により第4条の2第1項若しくは第7条第1項の許可に係る使用又は第4条の2第2項の許可に係る占有(以下「使用等」という。)ができなくなったとき

[(2) 同左]

(3) 使用者又は占有者が使用等の開始前に第4条の2第1項若しくは第2項又は第7条第1項の許可の取消しを申し出た場

<p>の理由を相当と認めてこれを取り消したとき</p> <p>〔(4) 略〕</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第4条の2</u>の規定に違反した者</p> <p>〔(2)～(4) 略〕</p> <p><u>別表第1</u> (第8条関係)</p> <p>[表 別紙2 挿入]</p> <p>[削る]</p>	<p>合において、市長がその理由を相当と認めてこれを取り消したとき</p> <p>〔(4) 同左〕</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>(1) <u>第4条の2第2項</u>の規定に違反した者</p> <p>〔(2)～(4) 同左〕</p> <p><u>別表第1</u> (第8条関係)</p> <p>[表 別紙1 挿入]</p> <p><u>別表第3</u> (第8条関係)</p> <p>[表 別紙3 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係る鶴浜緑地の運動場の使用料については、なお従前の例による。

[別表第1 別紙1]

種別	使用料
鶴浜緑地運動場	1回2時間までごとに 3,000円

[別表第1 別紙2]

1	<u>電柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの</u>	
	1本につき 1年	5,200円
2	<u>電話柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの</u>	
	1本につき 1年	5,200円
3	<u>変圧塔、送電塔その他これらに類するもの</u>	
	1平方メートルまでごとに 1年	9,300円
4	<u>公衆電話所</u>	
	1平方メートルまでごとに 1年	9,300円
5	<u>線類による占用</u>	
	1メートルまでごとに 1年	1,120円
6	<u>変圧器</u>	
	1平方メートルまでごとに 1年	9,300円
7	<u>郵便差出箱及び信書便差出箱</u>	
	1平方メートルまでごとに 1年	9,300円
8	<u>ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの</u>	
	<u>外径が0.4メートル未満のもの</u>	
	1メートルまでごとに 1年	1,120円
	<u>外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの</u>	
	1メートルまでごとに 1年	2,800円
	<u>外径が1メートル以上のもの</u>	
	1メートルまでごとに 1年	5,600円
9	<u>通路その他これに類するもの</u>	
	1平方メートルまでごとに 1年	1,490円
10	<u>工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場</u>	
	1平方メートルまでごとに 1月	2,900円
11	<u>前各号に掲げるもののほか、港湾の利用の効率化を図るもの</u>	
	1平方メートルまでごとに 1月	
		近傍類似の土地の時価に1,000分の2.5を乗じて得た額

[別表第3 別紙3]

1	電柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの 1本につき 1年	5,200円
2	電話柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの 1本につき 1年	5,200円
3	変圧塔、送電塔その他これらに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年	9,300円
4	公衆電話所 1平方メートルまでごとに 1年	9,300円
5	線類による占用 1メートルまでごとに 1年	1,120円
6	変圧器 1平方メートルまでごとに 1年	9,300円
7	郵便差出箱及び信書便差出箱 1平方メートルまでごとに 1年	9,300円
8	ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの 外径が0.4メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	1,120円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 1メートルまでごとに 1年	2,800円
	外径が1メートル以上のもの 1メートルまでごとに 1年	5,600円
9	通路その他これに類するもの 1平方メートルまでごとに 1年	1,490円
10	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の 置場 1平方メートルまでごとに 1月	2,900円
11	前各号に掲げるもののほか、港湾の利用の効率化を図るもの 1平方メートルまでごとに 1月	
		近傍類似の土地の時価に1,000分の2.5を乗じて得た額